

**改正**

平成21年3月31日告示第109号

平成24年11月19日告示第217号

大和市福祉有償運送運営協議会設置要綱

大和市NPO等有償運送運営協議会設置要領（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、道路運送法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第49条第3号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上を図り、ともに支えあう地域福祉社会の実現を図るため、福祉有償運送について、その必要性及び課題並びに輸送の安全並びに旅客の利便の確保に関する事項を協議するため、大和市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 法第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送のうち、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における当該運送の必要性、旅客から収受する対価等に関すること。
- （2） 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。

（協議会の構成員等）

**第3条** 協議会の構成員（以下「協議メンバー」という。）は、11人以内とし、次に掲げる者とする。

- （1） 市内で福祉活動を行うNPO法人（福祉有償運送を実施するNPO法人を除く。）の代表者
- （2） 福祉有償運送を利用する者又はその関係者
- （3） 神奈川県タクシー協会相模支部大和地区の代表者
- （4） 全神奈川県ハイタク労組連絡会議の代表者
- （5） 市内で福祉有償運送を実施するNPO法人等の代表者
- （6） 国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局の職員

(7) 大和ケアマネージャー連絡協議会の代表者

(8) 別表に規定する市の職員

2 福祉有償運送を実施するNPO法人等の代表者（前項第5号の協議メンバーを除く。）は、協議会の決定に関与しないオブザーバーとして、福祉有償運送の事業実施者としての意見を述べ、当該運営状況等を報告するために、協議会の会議（以下「会議」という。）に参加することができる。

（役員等）

**第4条** 協議会に会長を置き、協議メンバーの互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議を招集し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する協議メンバーがその職務を代理する。

（任期）

**第5条** 協議メンバーの任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 協議メンバーが欠けた場合における補欠の協議メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の運営等）

**第6条** 会議は、原則公開する。ただし、個人情報取扱については十分配慮し、必要に応じ市長の判断により非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

2 会議は、協議メンバーの過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第1項第5号の協議メンバーは、自らが行う福祉有償運送の可否の議決に加わることができない。

4 協議メンバー（会長及び職務代理である者を除く。）が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ書面による表決（以下「表決書」という。）を会長に提出し、又は自らの選出団体若しくは機関に所属する者を代理人として会議に出席させることができる。

5 前項の規定による表決書の提出又は代理人の出席があった場合は、当該協議メンバーが会議に出席したものとみなす。

6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、協議メンバー以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（事務局）

**第7条** この協議会の事務局を健康福祉部に置き、健康福祉総務課が庶務を処理するものとする。

2 福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するための窓口を健康福祉総務課に置くものとする。  
(守秘義務)

**第8条** 協議メンバー（第6条第4項の代理人を含む。）並びに第3条第2項及び第6条第6項の規定により会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。  
(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

**附 則**

この要綱は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成21年告示第109号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年11月19日告示第217号）

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

**別表**（第3条関係）

市民経済部長
街づくり計画部長